

答申第1号

諮問第1号

件名：児童遊園地出入口部分において発生した側溝転落事故に係る議事録その他全ての記録の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

みよし市長が、平成29年8月28日付け29み令道第185号で行った保有個人情報一部開示決定のうち、相談結果報告書中相談事項の要旨は開示すべきである。その余の情報について、不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人は、みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号。以下「条例」という。）に基づき、平成29年8月14日付けで狐洞児童遊園地出入口部分において平成27年5月5日発生した側溝転落事故に係る議事録・メモ・メール文書・その他全ての記録の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

みよし市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「狐洞児童遊園地出入口部分において平成27年5月5日発生した側溝転落事故に係る議事録・メモ・メール文書・その他全ての記録」を特定し、平成29年8月28日付けで別表の開示しないこととした部分欄に掲げる部分を不開示とし、その余を開示する保有個人情報一部開示決定（以下「本件保有個人情報一部開示決定」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件保有個人情報一部開示決定のうち、相談結果報告書中相談事項の要旨及び弁護士の見解・助言の要旨の不開示決定処分を取り消すとの決定を求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、弁護士への相談内容が間違った条件、状況、内容が伝わって回答している可能性が高く、要旨を確認する必要があるため処分を取り消すとの裁決を求めるとのことである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を、平成29年9月4日付けの審査請求書、平成29年12月4日付けの反論書から要約すると、次のとおりである。

(1) 今回の狐洞児童遊園地側溝転落事故に関して、当事者や利害関係人から状況等を十分に聞き取る必要があるにも関わらず、聞き取る事を怠り事実誤認のまま、誤った条件のみでみよし市には瑕疵が無いという決定をした事を発端に、市の顧問弁護士に相談し助言を求めて、市職員がその要点をまとめ、相談結果報告書を作成している。弁護士への相談内容に事実誤認が含まれている以上、相談事項の要旨は当然に適切ではなく、行政主体として公正性や適正な運営手続を欠いているため、条例第18条第6号イの規定により、地位を不当に害するという理由を下にした、市の情報不開示決定は正当な理由に当たらず、単に実施機関が事実誤認を隠蔽する為の理由であり、権限濫用に当たり無効である。

(2) 市が主張している通り、「依頼人をはじめ第三者からの信用、評価(風評)により、影響を受ける可能性のある職種」である事は、弁護士法に基づいて弁護士業務を行う弁護士であれば当然であり、弁護士業務を行う以上、競争上の地位その他正当な利益を害する立場に置かれるのも当然である。

また、市の顧問弁護士事務所のホームページ上では、顧問弁護士自ら行政事件(行政側限定)の専門である事を謳っており、行政事件を専門とする弁護士が、行政の公正を期するという公益目的を達成しようとして全うな意見を述べていることは容易に推測され、その全うな意見を国民としても期待している事から、顧問弁護士の意見・助言の要旨が開示されたとしても、今後も何ら業務を行うに際し、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

また、市職員がその要点をまとめたものであるとしているが、そのまとめられて回答された文章は、行政事件を専門とする顧問弁護士が意見・助言をまとめて作成されたとは到底考えられない内容の文章であり、この文章が顧問弁護士の意見・助言して作成されたものとして公表されれば、逆に顧問弁護士の競争上の地位を失墜させるものと考えられ、顧問弁護士の地位を担保する為にも弁護士の意見・助言の要旨の開示が必要であるため、条例第18条第3号アの規定には該当せず、不開示は不当である。

(3) 顧問弁護士であれば、「条件、状況、内容」が不明確なまま断定的な法的な判断をするはずはなく、極めて一般的で抽象的な意見に留まり、かつ相当慎重に意見・助言をしていると思われる。

また、市はこれが公表されたが為に、今後は顧問弁護士から率直な意見が提供されず、市の意思決定に際しての法的な判断材料が提供されなくなるおそれがあると主張しているが、顧問弁護士に限定して意見を求める必要性はなく、また顧問弁護士が今後は率直な意見が提供できないと判断するのであれば、顧問契約を解除すれば足り、みよし市の開かれた円滑な行政運営を理解する他の弁護士と顧問契約を締結するまでの事である。

よって、条例第18条第5号の規定には該当せず、不開示は不当である。

(4) 市の主張では、「行政文書の開示決定に際しては、個別的な事情をもって判断するものではなく、条例の規定に基づきその可否を判断すべきものである」と主張をしているが、国民の生命、財産の権利保護に係わる情報開示の場合は、個別具体的な事情を十分に考慮して判断されるべきであり、条例の規定に基づくだけの行政文書の開示決定は、条例第1条の趣旨に反しても不当である。

また、情報の訂正を求める場合、予め事前の情報開示が前提であり、その前提である情報開示が開示とされれば、情報の訂正を求める権利もが侵害される可能性がある。

よって、個別的な事情を考慮せず、条例の規定に基づくだけという行政文書の開示決定は、権限濫用に当たり無効である。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を平成29年9月28日付けの弁明書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 一部開示とした相談事項の要旨については、相談に係る案件の市の今後の交渉方針及び対応方針を示したものであり、開示することにより、今後の交渉及び対応において、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため条例第18条第6号イの規定により不開示とした。
- (2) 弁護士の意見・助言の要旨については、法律相談に際し、顧問弁護士の専門的な知見に基づく助言（口頭）結果について、本市職員がその要点をまとめたものである一方、顧問弁護士の法解釈、法的思想を表す内容を含むものとなっている。弁護士は専門性を業務に活かす一方、依頼人はじめ第三者からの信用、評価（風評）により、影響を受ける可能性のある職種であると推察されることから、業務を行うに際し、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第18条第3号アの規定に該当し、不開示とした。
- (3) 顧問弁護士の意見・助言は、市が判断に慎重を要するに際し、適切な方針を決定するため、内容の公表を行わないという前提のもと、率直な意見を提供してもらい、これを市としての意思決定に際しての判断材料の一つとして活用している。仮にこれを公表することになれば、今後、顧問弁護士から率直な意見が提供されないおそれがあり、市の意思決定に際しての法的な判断材料が提供されなくなるおそれがあることから、条例第18条第5号の規定に該当し、不開示とした。
- (4) 審査請求人の審査請求の理由は、「弁護士への相談内容が間違った条件・状況・内容が伝わり回答している可能性が高く、要旨を確認する必要がある為。」としているが、行政文書の開示決定に際しては、当該理由のような個別的な事情をもって判断するものではなく、条例の規定に基づきその可否を判断すべきものである。よって本件に対する審査請求人の請求理由をもって、当該文書を開示する理由とはな

らない。

5 審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、狐洞児童遊園地出入口部分において発生した側溝転落事故について、市が、女兒が転落した場所における側溝の蓋の設置又は管理の瑕疵の有無の判断を、市の顧問弁護士に対して相談した記録である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、「市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的」として制定され、第16条で、具体的に、何人にも実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を認めている。

よって、審査会としては、本件処分の妥当性について、条例の文理及び趣旨に従って判断することとする。

(3) 相談結果報告書中相談事項の要旨について

相談事項の要旨について、実施機関は相談に係る案件の市の今後の交渉方針及び対応方針を示したものであり、開示することにより、今後の交渉及び対応において、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張するが、相談事項の要旨を開示したとしても、今後の交渉及び対応に影響があるとは認められず、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえないため、条例第18条第6号イの規定には該当せず、開示すべきである。

(4) 相談結果報告書中弁護士の意見・助言の要旨

弁護士の意見・助言の要旨について、実施機関は条例第18条第3号ア及び同条第5号に該当するとして、不開示決定を行ったことから、以下、その該当性について検討する。

ア 条例第18条第3号アの該当性について

条例第18条第3号アは、法人等又は事業を営む個人の「生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報」、「信用上不利益を与える情報」、「経営方針、経理、人事等の情報」等であって、公にすることにより、その正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めたものと解される。

正当な利益を害するおそれの有無の判断に当たっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、市との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮するものであると解される。

弁護士の意見・助言の要旨については、その情報の内容及び性質等から判断し

て、開示することによって事業者の正当な利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第18条第3号アには該当しない。

イ 条例第18条第5号の該当性について

条例第18条第5号は、市の実施機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報を不開示とすることを定めたものと解される。

行政における意思決定は、行政内部の審議、検討又は協議を積み重ねて意思形成がなされている。

意思形成過程にある審議、検討又は協議に関する情報を不開示としているのは、以下の理由からである。

(ア) 外部からの干渉・圧力等により行政内部の率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること。

(イ) 未成熟な情報が確定した情報と誤解され、市民に混乱を生じさせるおそれがあること。

弁護士の意見・助言の要旨は、意思形成過程にある審議、検討又は協議に関する情報である。この情報が公開された場合、市の実施機関の内部の率直な意見交換が妨げられ、市の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例第18条第5号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会からの提言

審査請求人は、今回の側溝転落事故において、当事者及び利害関係人から状況等を十分に聞き取る必要があるにもかかわらず、聞き取ることを怠り、事実誤認のまま、市が側溝の蓋の設置又は管理の瑕疵の有無の判断をしたと主張している。実施機関においては、本件に係る当事者と事故が発生した状況、条件、内容等の事実を相互で確認し、事実誤認のないよう適切に対応されるよう要望する。

別表 実施機関が不開示とした情報

行政文書	開示しないこととする部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
対応記録（平成27年8月10日）	送信メール中宛先のメールアドレス	みよし市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第2号に該当（開示請求者以外の個人に関する情報。以下同じ。）
対応記録（平成27年8月13日）	受信メール中送信者のメールアドレス、ファクシミリ連絡票中発信者のメールアドレス並びに保険会社担当者の名刺中職名、氏名及びメールアドレス	条例第18条第2号に該当
決定書（平成27年8月20日）	受信メール中送信者のメールアドレス	条例第18条第2号に該当
報・連・相（平成27年9月2日）	相談結果報告書中相談事項の要旨	条例第18条第6号イに該当（市の実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、交渉に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの）
	相談結果報告書中弁護士の意見・助言の要旨	<p>1 条例第18条第3号アに該当（法人その他の団体に関する情報であって、開示することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）</p> <p>2 条例第18条第5号に該当（市の実施機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの）</p>

審査会の処理経過

平成29年10月3日	諮問
平成29年10月3日	実施機関から弁明書を受理
平成29年10月11日	審査請求人に実施機関から弁明書を送付
平成29年10月31日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
平成29年12月4日	審査請求人から反論書及び証拠書類の受理
平成30年1月23日	平成29年度第5回審査会 審議
平成30年3月20日	審査請求人の口頭意見陳述
平成30年3月20日	平成29年度第6回審査会 審議
平成30年5月17日	平成30年度第1回審査会 審議